

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、生活保護に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の扶助、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は決定に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦返還金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助オンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※(2)～(4)については、社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である。
③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等 統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項及び別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141 144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表42,43

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部厚生課
②所属長の役職名	厚生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部厚生課保護係 0289-63-2173
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年11月14日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年11月14日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 個人番号をシステムに入力する際は、2人で内容を確認している。 個人番号記載の申請書等は施錠できる書庫に保管し管理している。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセス権限のある職員のみアクセスできるように制御されている。 個人番号記載の申請書等は施錠できる書庫に保管し管理している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1第15の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第2の9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第7項 別表第二の頁番号27の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	厚生課長 小太刀 亨	厚生課長 高橋 年和	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年7月11日 時点	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年7月11日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第1第15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第7項 別表第二の頁番号27の項 【情報照会の根拠】 なし	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第2の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119,120の項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2第26の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	厚生課長 高橋 年和	厚生課長	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月11日 時点	平成31年2月25日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月11日 時点	平成31年2月25日 時点	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数いつの時点の計数か	平成31年2月25日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年2月25日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第2の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119,120の項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号、別表第2第26の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第2の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119,120の項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号、別表第2第26の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年7月30日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和3年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年7月30日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和5年11月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月30日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の扶助及び、就労自立給付金の支給に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は決定に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦返還金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の扶助及び、就労自立給付金の支給に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は決定に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦返還金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助オンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※(2)～(4)については、社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である	事前	医療扶助オンライン資格確認に関する事務の実施における変更
令和5年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等 統合専用端末	事前	医療扶助オンライン資格確認に関する事務の実施における変更
令和5年11月30日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○] 委託しない	[2) 十分である]	事前	医療扶助オンライン資格確認に関する事務の実施における変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の扶助及び、就労自立給付金の支給に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は決定に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦返還金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助オンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※(2)～(4)については、社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である。	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の扶助、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は回答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は決定に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦返還金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助オンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※(2)～(4)については、社会保険診療報酬支払基金に委託する事務である。	事後	
令和6年11月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第1第15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号 別表第2の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119,120の項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号、別表第2第26の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141 144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表42,43	事後	
	IV 8人手を介在させる作業	-	十分である	事後	
	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である	事後	